條々聞書抄 三

ワ保3
3-339
3

7保 3
特 9.339
巻 3

修〻圖書　夏文拙方三

目録

料理乃事
衣裝乃事
太刀打刀乃佩様乃事
折紙調ひ様の事

京都帝国大学図書之印

條々聞書　貞丈抄第三

料理の事

一

かまぼこい　かまぼこ　蒲の穂と水せんさらの事

○かまぼこ　かまぼことは鱠（なます）ゆへ似るゆゑ　○蒲は菖の名也　菖は中国の菖蒲に似て也　菖蒲は菖蒲の穂に似たり　又かまぼこの字　京にて此人は此三てりふ関東にて人はかまぼこ　いてりふくいの　のかまぼこ　こは魚肉とかて串の先よりふそくの形の如く　付てはぐりする　おそ　その形菖蒲の穂に似る故　かまぼこ　ことりあこ今の世江戸にて　菖蒲の穂に似るゆゑ　昔のこくこーら　くるとば串とぬきて　竹輪　竹輪　竹輪

一うけいるとゝは鯛のとゝこを面ふ取ゝて玉子合て[illegible]
ゆでも又きゞの板ゆでもうつくしくもなく貧しく板と
おりひて十文字よりゝげて湯でゆげぞせんのこゝ切
ゝべゝそとゝくゝして玉子さゝゝ切ゝとゝ何ぞそと
あとゝこと少入て後奥と入てまゝ出る也
○板とおりひてとゝ別の板とこゝろいてる也○ゆでせんのこゝとゝゆでせん
かんのゆくゝ切るこゝゆでせんハ芝居人よりゝこゝゆくゝようけいうとゝ切るこゝ○ゆくゝそとゝふくゝこゝ面ゝよりゝ
てこゝゝゝるこゝそゝ○ゆかさゝゝとんこゝてとゝ陸と酒と入てあんざいと酒と
あとゝとゝふまゝくあとゝゆせゝ出すゆこ盃のそくゝさうゝゆもゝるゝ
出すゆこ盃のそくゝさうゝゆもゝるゝ

一鯛のゝゝんさゝと立ハせ也也と申よきゝてあふす
ゝる所ゝ
○ゝゝんさゝと一本ゝゝゝんさゝとゝゝう板書ゝも如書のゆくゝよゝゝんさ
ゝゝとゝゝゝんさゝとゝゝう用へし

一うち海老とゝ多ひとゝ面をゝゝ皮とゝしきてまゝる板の上ゝて
こ面ゝよゝ初やゝゝてゝゝげのこと面ゝゝて初ゝゝ
ゝゝゝ

一 ぶーあくとい雑の羽附〜とこ留るよたてまれ[illegible]
〜て立六家も寸ることて拇度よりさびと入て寸〜すも
○羽うちいあ羽のふとき方○のをすや○さてとこて〜てとい醋と上ちかけて又ちけ〜ちるや

一 鋼か板のすけのもの長サ三尺一すハ〜ち廣サ一尺七寸巾厚サ二寸
巳のるサ二すハ〜ち巳の分拵切めより円〜一すハ〜ち入る〜し卒より
円〜八〜ち入て付るや組流〜多〜ちる〜し一流の後寸仕るや

組乃名所

朝拜　四德
宴水　五行
弐

○鋼るとい奥のもの〜鋼るを切る板を加まる板と云〜右のやる板のすけ弟まる
板の名ハ伊流の流も詳るとし進士流も大番流やハあ〜び進士
大番流ハ市弘右軍四周の流流〜大番流のすけ左のゆし大番所より拵
方の書に云組のすけるの板の長サ三尺二寸五分廣サ二尺一寸五〜ち厚サ二寸八〜ち
足の高サ二寸五分足の廣サ四寸二〜ち厚サ一寸八〜ち足付ルるの切口より二寸後より
七分○包丁刀の寸分長サ月板完より上九寸ナカコノ〜ちハ四寸鉄朴木也○箸
長サ一尺二寸手形四寸三切カムキメアリ崎一寸二分ニコカス奥箸の木ツゲ
若ワゲナクハ山椒是ハ弐の箸の事〜膳部方ニテモ用木ヲ可用又此組ハ
門米包丁板の寸尺より膳部方の用ニハ弐尺〜り円ヲ以テ可作直口傳
○包丁箱の寸長サ一尺二寸七分又廣サ二寸五分也云〜○朝拜四德宴水
五行弐と云ハ五ちハ鋼る板の下〜の名どころなり

一 夫人の箸などふるるもの何〜ハ炭敷の方〜巳一ウ
む〜角一
○ふるるとい後ゆて偏とゆて足と三ゆ分て足の先とかゆ〜めるる板〜渦谷
などとゆるる拵之事なぐゆて〜ちるハ立法とゆ〜○夫人の
なとゆるるるもの話の書名〜よ円元ものけと奥ゆちるるハ
形ともゆるるもの〜ゆ何ふるるもの〜ちりと云〜円らの刑[illegible]
人〜事度の何ハ何の奥ゆ〜ちて付るとと奥て寸るるる人[illegible]
也大人〜ハ夫人のもの〜○巳一ウひ〜て〜しハ考炉番盃早盃の三度[illegible]

三ツ足の物は必一足と夫人業敷の人はなる（向る者一定法に[illegible]
一ツ者後の方（向るこ○足一ツと云と足二ツと一本にあり法歩[illegible]
万と者上（向るとは[illegible]先路那や法よそ[illegible]や拔書ハ[illegible]書ハ[illegible]足一ツ
とは一ツと云る物武[illegible]物るよ法歩書第[illegible]ハ渭ぞ[illegible]足のあ[illegible]
くらあ物し足損ぞ也ハ足は[illegible]足る方（なる物る四（足あき方と者人（向る
ゝ[illegible]ハ法[illegible]ハ足の損ぞ命き拔る[illegible]と者
びて物て[illegible]（きるし過[illegible]も足二ツ業敷の方（向ると云ハ[illegible]○頁文云
る[illegible]ハ吉ハ脇の方と上（なりて三物の足ハ（なりて並[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]脇と中（なり足と上（なりて並[illegible]ハ[illegible]
る[illegible]と者とすび足ハ中（なる四（あり[illegible]と云く逆[illegible]
とりふ者のる[illegible]と者足と上[illegible]さう[illegible]四と並[illegible]茶のゆ[illegible]
常の社と[illegible]ひ[illegible]る[illegible]もある[illegible]ハ足[illegible]とりふ[illegible]たゝす

一

主人夫人の前ゆて奥[illegible]ふ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ先[illegible]の大[illegible]もあ[illegible]
又きゞ[illegible]あきゆ[illegible]もあり[illegible]ゆ[illegible]前（[illegible]出して[illegible]とす[illegible]ゝ[illegible]ゝて
主上ゆて[illegible]しやれ[illegible]て[illegible]ゝ[illegible]ゝのふ[illegible]とあ[illegible]すゝ入て[illegible]べし
又蛤（ゝゞり）とやゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝのゞ[illegible]めと小[illegible]て切て[illegible]切めと上[illegible]
ゆて口の方とあつ[illegible]の中（ふゝゝと入て[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]あき

とゝけてやゝゝゆ人の切口[illegible]あゝと口五[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝると思ひゝんかゝけ小力ゆて口とゝけて第ゝ[illegible]べし
○奥名ゆ[illegible]ゝ拔書よ夫評ゆゆゆやゝ[illegible]と[illegible]
すゝひ入て可[illegible]ゝ拔書ゆハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゆまゞゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゆゞゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
角ぎゝとゝんかゝけの二ぶあり拔と角ぶゝ[illegible]ゝ[illegible]
と角ぎゝと云ゝんかゝけてゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
云やゝんかゝ[illegible]とけゞゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一

門添（所成の附ハ[illegible]脇ゆ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
やゝ[illegible]ハ[illegible]定[illegible]ゞ[illegible]と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
の附ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
書[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ちゝゝけんとゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

頭書
東鑑ニ長絹百疋長絹三十疋ト云ヘリ見タリ絹ノ名ナリトモ覚ヘ

○門部の男子に冠る○四位ハ門部少てめしたらいなく産子や○[illegible]の名く水干の仕立ハ狩衣の如し袴長さハ指を延しうら表の間（帛こしとのく水干のくらハかへ出して名るやひろ三ちくんハ[illegible]と稚の間（帛こしとのく水干のくらハ[illegible]ちくんと名付て名るゆハ[illegible]神の下ハ[illegible]今の世鶴とけ[illegible]ちくんと名付て名るゆハ[illegible]ちくんハ[illegible]ちくんハ[illegible]ちくん

頭書
夫木集、寄紫扇　源仲正
はるかなる人のゆかりのうちわかぜこがくれのさしすつけてしるべ
キヾストハ雑事ヘ

るかのよう一礼いして著めてくだべし

○蓍の名とは蓍の礼する雅なのくさかの名は蓍の長蓍の長蓍の
平産ゴ〳〵ゴ〳〵名の名とこれやいか〳〵（人王十七代に徳天皇の御世百歳
ゴ〳〵ゴ〳〵蓍とかしこ附蓍の名なる故に雅なるあり故なる蓍の名とりわけ
雅なよ極ゴ〳〵ゴ〳〵蓍の雅なとこそすして蓍の名とりわけ度よか
の名とも云る故よ所ゴ〳〵ひ名ゴ〳〵しゴ〳〵ゴ〳〵雅なとこそ○女名
とて女名と蓍敬なるや云ふとこそ（ひけなる故なとゴ〳〵てなる故なる
べし○南天の葉ハ〳〵ゴ〳〵変なする〳〵感書ゴ〳〵云蓍の名の〳〵名ゴ〳〵云ハ楓の葉秋ゴ
ゴ〳〵その葉ハ〳〵ゴ〳〵ハ故の葉南天ハ四季ゴ〳〵ゴ〳〵用ゴ〳〵ゴ〳〵○川ゴ〳〵ハ貴
ゴ〳〵ゴ〳〵ゴ〳〵

内の方へ我方ゆ通して送ふ和（出さす我方の方より送りて送る）○佐の
我方若の若と書くる方状の中の方や○我九の方へ（今てとふ出す）ねる五
文のうらゆ我九の方へ送るる○先西面とて（書て狂句ゲ一下ひと使者の伝と書入く
古ハ状ゆ用ゆとゆ書くもの書て狂句ゲ一下ひと使者の伝と書入く
奉行のものとゞ使者ゆ送ふ出る○状の中の記りの文記りつこハ上意
奉行のものとゞ使者ゆ送ふ出る○状の中の記りの文記りつこハ上意
として上をもて上をもて記るや○帰ゆ送ふ出る夫人（出す使者を）
人して御一中ゆ送ふ出る夫人（出す使者を）御一中（も御を）
也○たゞ送ふ出る夫人（出す使者を）御一中（も御を）
の同じ文ゆ送ふ出る夫人の山家の方へ向て第ゆ方ゞ夫人乃
ゆ送へ（迫つ）すゆを送て迫て退くこけるゆと志度といひるや右のゆく
を送るとを和ゆ河作の人主て第ゆ文と主人ゆ第するゆ代和ゆ
主人とゆるハ先の亭主のゆとを

一

状と主人へ第するゆ九のゆ拾て出しとゆ面の通ゆ
ゆ送るゆ拾て右のゆ拾て出しとゆ面の通ゆ
出ひべし（状のゆとゆ若ゆ書ゆ方）又軍陣ゆて如常いまゝらすゞゆ
状と立て出ひべし（状と立て出ひべし）
○主人とゆ主人ハ我と若と主人ゆ面の通ゆ
状と立て出ひべし（状と立て出ひべし）

一

人乃衣装ハ想じて為き人も年の程ゆちと〳〵出て〳〵
出ひべ能ひ中ゆ人の為ゆ人の為ゆ
又元ひ中ゆ又年ゆ為ゆ人の為ゆ
大若の内元ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ
主元ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ
但若人ハかのこゆひるゆ下代ひ元役ハうち海ゆ為ゆ
想じて元役の中神ハ家中へハ為ひ入道ハ為ゆ為ゆ為ゆ
紬ハ入道も若人も能ハ又大道ゆ為ゆ為ゆ為ゆ

三字下ケ

衣装之事 4

ゆとゆ為ゆ為ゆ為ゆ為

[illegible]

[illegible]

一　衣裝の習ひは[illegible]の[illegible]三月中は袷ようす少神也月
朔日より袷と者い織名の袷なゝばゝ[illegible]と神と云[illegible]

[illegible]

[illegible]

又向き絡の袷中之但公方様ゟ[illegible]
[illegible]ハ織名ハ[illegible]つゝ絡と[illegible]ゟ澤て者いつゝ[illegible]
[illegible]神云[illegible]ずい　十月中ゟ袷ゟ[illegible]男元ハ[illegible]
廿中元ハ袷中ゟ[illegible]しゝの絲貫とのしゝ[illegible]
[illegible]　六月朔日ゟ七月中ゟ[illegible]とめしい八月朔日
ゟ又袷ゟ[illegible]　也こゝ[illegible]澤付の少神と者ゟ用ハ
男元ハ[illegible]八月朔日ゟ袷と者ゟ[illegible]今六月朔日
ゟ袷九日ゟ小神と者い澤付の少神と者ゟ用ハ又十月
[illegible]ゟ男女ゟ[illegible]澤付の少神と用い[illegible]

少てのゆもゝ但京中大異ひらゝゝ又あの紅梅
武家の所所より抵候の女中出年五一の五月五日の年の内
まで めさしひ法少てん男ハ十五ゝ為りて帝しい

○ゆ[illegible]の裾ゝハゆ[illegible]の初ゆ[illegible]ゆきの裾ゝ[illegible]ゆきの裾ゝ[illegible]紅梅の形ゝ[illegible]ゆ[illegible]
ゝとハ[illegible]の名の切ゝ[illegible]ゆ[illegible]ハ足[illegible]
包ゝ[illegible]今の世の風俗ゆ[illegible]ハ足[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝハ足[illegible]
[illegible]供[illegible]実ゝ云[illegible]ゆ[illegible]裾ハ黄ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

附録より出版の小神者〈〉〉〉〉紺糸縅黒い何ときても黒き古者の
仁も大〉〉〉〉

一　きぬの織物。序頌ハ[illegible]ハ[illegible]中[illegible]ハかうしの織物うち[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

一　公方様御服[illegible]

主人より[illegible]小神同[illegible]

[illegible]

一　[illegible]織物の[illegible]地下の人のきる物少ていきとしくる人ハ下[illegible]より

[illegible]

一　[illegible]もぎの少神[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]梅[illegible]

[illegible]

○かげのようぎとふもえぎとある色抜書は云うげのもえぎとよ
やはりてあいいろくりんとはけてもえぎくろうして深くる少袖少てはの
柳深い茶よりえくる加賀柳や抜書云加賀柳深のもの表白と云ふ
石若は安坂は評判をしてしこと

一 九ぢくしのもの法服は大上扇小上扇もめしは中扇
はめしはずは誰くものしるは奇代は又云と云ぢくし

一 服の事そは大ぢくの人はめしは浴ぎくん

○九ぢくしは表裏ともに正ぢくしの袷ぢくしは袖ぢくぬ糸少て縁る
きぬのもの○門服は公方様の四服や○云と云ぢくしとふは表はぢくし
少てうくはぬりとなくるあり○一服のもとは云と云ぢくしとし
九ぢくしはぢくきて黄袍のあとぢくの人は見せすとし

一 公方様大上扇の四裳は三と云ぢくは小上扇より下は裏付ん

○裳は女中の装束に光白少袖と云て郷の袴と云て上ようちけとする
やはり打けはは早ぢと上はぬきぬとて白ぢくと上ようはきと
云てぢと上ようくぢときて白ぢくと上る裳とうるくぢくもかきぬもくきぬも
皆ぢくの袖ぢくは裳束と因舎人は十二ぢと云と云十三ぢと云と云谷目は公家
方ぬはなきもの○巫少ぢくはとはぢくしとはしてはけて扇の
形めの如くぢくはうくぢくは束と云はぢくはぢくと云ぢくは裏は

絵ぢくは右女中の装束は今月三月三日より女子のすてはぢくは門裏ぢくの
四ぢくの装束と云て紅ぢくは一向正絹ぢくし
表ぢくはぢくはうる表ぢくとうるは又装束の図は女房装束図式装束
要頃物ぢくはうる書はぢくえくはうる

一 はかまは常六ぢくはうは少てはの為服隆殿御代はぢくはうは小
ぢくは人はよはるべくはぢくずは

○六ぢくはうはうはかくはぢくと幅と云ぢくはうはするはぢくは先はぢくの人
はぢくはうはぢくはぢくはぢく

○そもそもいとは古は必ずそれとかはよりあること上より少神にうつること
ちと一つよりて前と合せるとこれを名づけて
あるよりて又少神に二つ名を付も右のごとく前と合せると二つ名りとなる
ちう前よりて合せるうつる女房方敬実と云女中元は少神と云人前と
は男はまずはいかでんはげんはは又的名どの付は一つまよりちゆうこれは格別
の法と云こと男も的の付はうことめぐけ二つまよりて合せるはうめぎよりて
合せるこ常は一つ前と合せるこ○名りと名えてよ名りと名づけて名乗えて
るこ○そうこう びとは少神の名りと
傍の官と傍猟と云傍正傍部律師法布法服法橋と傍猟と云これらの官まで
そこる傍は名りえて安とそうしろの名りこる立ちて名りの内は頭はつるや
常の少神の名りとおらずして名は名りて衣と名づる格は名る四傍猟
びとりふこびとは少神の名りびのもの○大名りとはむとと云くわひ
ろげて名りと云こ○法律の書名くよ云ものときるよ六十より内は名りとおり
てきるや六十より外はそうこうよきべきやこと

一

こうこの事はどがこうこの又もくなどは女房見あ元名どは能は
年をけこる男は也平元は只男は若きも老るも向きこと
紙合はこの梅澤など能はせうふあぶ布などは同あ但たこ
ぬのめこびは傍唱（カツシ）食（ショク）を行能は又少神のやこうぢたちのこ

びこと男の名はよりは過こえかつは又紋の付こる梅澤のこと
同あ紋なるはあ但あ白きこと能は但きとしこる
付はきはすは昔の人はこうこちたはうんあるようこよあせの
又んとさしこうるなどはいあるせはこうこちたは能もはあるよ
○はどがこるはよあのこと
院義種公の宗源後号へ京こる布問書の第文よ紙よ二端照布三端油布
二端号月三千疋別紙は紙とはつ照布油布は三端四端はつ布ると渡
海る對馬の國の人なるかたもとを厳しこる布
かはかこ布とはつ同初こ唐こう渡る布こ○こうちたちは白地よ紅少て
少紋などを染こる○紋の付こる梅澤のこと
神の下に名るはこと○たこうぬの中は吉実記
をすこはは胴をはこはこはこ

[illegible]も二三日おくれ侍りぬ又あり[illegible]
當日よりおくれとして能なし又侍ぬ
ひらねよ能たゝあるべし[illegible]
[illegible]て上をものごひ[illegible]
い[illegible]ばかりもおくるやうこのうち表もえず[illegible]
[illegible]い又大笠懸のけ[illegible]
[illegible]能なれ又侍ぬ又侍ぬ
[illegible]又いたり[illegible]
○大[illegible]の事未よえさう学[illegible]
[illegible]○少素[illegible]
下[illegible]○[illegible]
[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]

頭書
○大ハ犬追物也
○笠懸ハ騎射也
○[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

頭書 追考裏打ノ直垂
上古ヨリ有之全生
忠見ノ集云ある人
ひゝゝもとえさをも
と有とるゝゝと
ゆんこゝゝゆひゝると
任吉のきゝふゝと
ゆはゝ狩ゝちゝせよ
うゝゝかゝくゝも
きゝとえ岸ニ不着ヲ
ヨセタリうゝゝト浦ニ
裏ヲヨセタリ
直垂ノウラハナクトモ
我ニヨセタヘレカシウラ
ナクハキヌトハエハヌミト
云意ナリ忠見ハ天徳二年
村上天皇所代人ニ其比
裏打ノヒタヽレアリシ也

武家よりいうゝ打ハ
ゆゝるゞ能ひすゝいかゝ
○武家よりいうゝ打ハ
やうゝ打表ハ
又淳正判官の人ハ
阪の官の人ハ
○淳正とハ梅宮裏ヨ淳正屋と云役所ハ
王の勅ものふ官ゝ長次と淳正大炯淳正か炯と云ハ淳正尹のたゝけゝ代り
と云る役ゝと欲と淳正大炯淳正か炯と云ハ淳正尹のたゝけゝ代り
役や淳正の役ハ大炯と初めゝして法人の法ハ少ゝ者とゝゝあゝて役や○
判官とハ梅宮裏ヨ検非違使ゝ廳と云役所ハ
と云公卿の勅ものふ役ゝ長次と検非違使の別当
けゝ代りの役や次と検非違使ゝ尉と云ハ
い尉のゝゝと判官と云ゝ分の官ハ
ゞゝゝと呼ゝるや検非違使ゝ尉
検非違使尉ゆゝ
役同ゝ○地と云ゝと地ハ
ず以勝泥淳ゝゝの

頭書 追考てゝことゝふハ蝶ゝゝ
のゝを小ゝ蝶と云ゝゝと
ちゝして行ゝるゝゝ今世蝶
ゝりゝと役ゝのゝ定に
同書云正あゝのゝんせゝう
ゝと行ゝるゝ同院はゝのゝハ
ゝ河の官の人ゝゝて行ゝる
役ゝりゝこと不つゝめゝれハ
ゝきゝゝ云ゝ蝶ゝゝの役の名ハ
ゝゝゝゝゝゝ伝ゝ
つゝゝあゝて
ゝゝゝる蝶ゝゝハ公家の
調ゝゝ役を用ゝゝ
ゝ女房の扇ゝゝ

蝶鳥ノ図

二ツ共ニ左向右高其形サマ〳〵不定折テテラシテ画ノナリ彩色モ色〳〵不定カケニ画也ニテナニハ画カス鳥ハ何鳥トモ知レズ

又按ニ淳正官ノ直垂ノ文ハ蝶
鳥と行ゝるゝハ何故と云ゝゝと
行ゝハ又此役と行ゝるゝハ武
家の好ゝて私に行ゝるゝハ
ゝゝハ事数修軍ハ代の武
士ハ官ゝゝて武家ゝ
勤めゝゝゝゝ淳正判官
官ゝゝハ長淳正判官の
中の役ゝハ
虫金のゝゝこの役ゝ私
のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ公家のゝゝゝゝ
ず定て故ゝゝ
いゝゝゝゝゝ

追考裏打の表の紙ゝ
ゝゝ文ゝゝ何ゝゝゝゝゝ
常のゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
て次ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
常のゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ハ行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝ○役ゝてゝこと
室町記應永三十二年正月
コトゝゝ年中諸大名（応永記ニ云淳正判官ハ
てゝこと行ゝ定る役ゝ又
紀名ゝ常の上ゝもてゝこと
定る」ゝ扇ハ六ゝ
忠ハゝゝの役ゝゝ及ゝ定
ゝゝ大炯ゝゝハ近代武家方
勝も絶ゝゝ○裏腰ゝ
せいゝゝゝゝゝ

常のゝゝゝハ腰せいゝゝゝ裏ゝゝゝのきぬゝゝゝゝ
○常のゝゝゝゝハ淳正判官ゝゝ
ゝゝハ白き糸好ゝ○裏の名ハ表と同ゝ○すゝゝ糸ゝ

又腰のゝゝゝゝ常のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

てのことあるや○殘りの腰ふ糸こしのもとさ糸腰の紐へうけて
結ひめのうへと後繩の紐の結ひ糸うとうちけて巻色しや
又うゝ折ハ紐もきくうづも常の如く紫草やもあるの色もう
少度うるべしきくうづ同一大なるハまうし
○紐ハむかしやや○常のもあるの如く巻紙ハひる紐もはもきく
うづも皆紐結ゝうゝ折の記ゝ也ハむゝさ草やもあるケウ
大口ハうしろうとゆさげて居るが能ひ左ハ大口もさう
ちいるもうたくくれさゝづゝ上ハうそく中袴ハ
ちと云ふく大口ハうゝ折ようにるが能ハりゝだちのきて
ゆて初りづりの糸ゆてこづべし大口のさゝづゝ廣く出
うるふまうし又紫馬の付も袴愛よ居ハ也も嵩しゆも少紫色
○大口ハ裏折の袴のやはさゝづゝて居るゝ巻出金の付ゝ同一大口ハ今も猫果
の紐の付るあゝ○大口のうゝ折とうしろ腰よ糸とさゝ也てこづ付ゝ
さゝうゝよ大口のうしろ腰よ糸とさゝ也てこづ付ゝ
中やとゝうゝこづ付て居るゝ居ゝ居ゝうてあう糸ゆて

頭書

追記大口の〇今も猫果の紐とする付よ云る
うゝろ方のつくゝそ
出る袴ゝ自結ぬゆて
仙うゝろの腰とゝ
糸とゝくゝして縁ゆ改
居の示ゝゝ出て行ゝ川
の方ゝゝうちの示大ゝ
度くゝ口あゝ位大口の
袴と云や
居が紐言結ゆるよう
ゆ位ゝうゝ居ゝ
ちゆうゝ居ゝ
いゝうゝ居ゝ
ゝ昔ハ公卿ゝ用ら
迄ゝ今ハ袴ゝ用ら
迄ず今束帯の付表袴の
ゆよ赤大口とゝ
すゆ赤大口ハ大ゝ口度ゝあ
袴ゝ用ゝず是ハ昔別の名
ありしゝ居ゝ是ハ赤
大口とゝ云ふハ後代名のゝ
違ゝ居ゝ

一

大ゝさゝづゝの〇巻紙ゝ也ゝ白ゝ
のりとこゝくゝして居ゝ居ゝ〇て居ゝんと云ゝ居ゝ居ゝ居ゝ
ゝ居ゝ失念ハ
ゝ居ゝ曲ゝ
ゆ流ようりて白きゝ居ゝ也ゝと云ゝ〇又附ようう
てゝくゝゆて我家の紋と付ゝるゝゝ居ゝ
○大ゝさゝづゝハ白布ゆて巻出の通ゝうゝ居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ腰ゝう
上よのゝとゝくゝ付て三ゝさゝ也の中ゝ三ゝ也て居ゝる居ゝのりこゝき居ゝ巻出ゝ居ゝ
きゝゝりて巻出ゝゝる新いきゝくゝうてゝうゝゝくゝる居ゝ○下ゝさゝづゝゝゝ居ゝ居ゝ居ゝ
ゝゝぐゝよきゝる也ゝのゝゝゝゝと云ゝゝゝゝゆて巻出の中ゝ三ゝ也て居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ
ゝゝゝゝゝと云ゝゝゝ○失念ハ失曲ハゝゝ居ゝんの云ゝ居ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
やと云ゝゝゝゝゝゝんのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

○紅ノ腰 黄腰ナトヽ云ハ袴ノ腰紅ノ色ナリ

ものもぐとうち糸をそらぐ為のさまよりかしはのかべし○筋
まよりよはゆえ腰宵横腰四社家おなじ○ときも四位の付く○白き直垂とを
浄衣と云○くくりて秋分の後と付るとハ白直垂に今筋ゆて家の後と付るく
太平記に貞治六年三月廿九日中殿御会の日将軍義詮公御参内の供奉の
人々の行ふ装束を記しるされまづ帯刀十人左右に おなじかて列と云く左ち
作る水干袴の中に金屑付る地白の直垂に今浪の筋ゆて巴の目結とあり
腰よりうしろきのこゝ○作りの太刀 右ハ小帯次帯左金つ屑のうゆき地白の直
垂に今筋ゆて白太刀とゝく 次に伊勢七郎兵衛尉貞行地白の直
垂に今筋ゆて白太刀とゝく 左に あゆ 右ハ 赤毛三郎 左衛門尉 貞泉
地白の直垂に三筋ちが(の中に浪筋ゆて)ことあり 芙腰にかゝぎ乃
太刀とゝく 貞和二年七月廿五日将軍義教公大将御参賀の日供奉の輩
てとある ハ二位殿 直垂に 金銀作の押紙と云え服紗 ハ文に付まり
紋とおなじ

長柄先大口ときて 袴くゝ ゝと直垂に三ツ○て長くゝ ゝ
ハ腰よりゆハ ゆとゝ付くゝ ゝず 大口の上(さゞる)し 上に 引
多くの直もときるや

○くゝ引ゝハ大くゝ ひ
ゝ 大口の上(さゞる)しに直垂の上そも大くゝ引ゝれ
ゝ そも大口の上(さゞる)ひ ゝ ゝ ゝ ゝ の上その上に

○紙ひゝ紙ひゝ

引も蒲とぢとも 紙ひゝ紙ひゝ

○引もきくゝ ゝ直垂に付る ○紙ひゝ紙ひゝ ○引合せて縄の
ゝ ゝ ゝ ゝ

大くびくよこくい

○金みがきとハ西金の無地ハ誠とす金箔と思ふ〻一本にハきみがき作とゆう因りて拔書ハ金みがきとゆうを用ひ

ゑぼしハこゆひ有てうぶけとゝ〻てうぶけとハ一寸

ほどゝらは白く黑く折ゆぜゝる紐のさげ結より細くいとゝけ

ハすると也無して ゑぼしゆハこゆひ有てうぶけと

折ゝけゝうると今ハこゆひとゆふなり

○ゑぼしハこゆひ有きゑぼしと云也○こゆひてうぶけの

り者かもこゝろ○ゑけよりゑぼしと云ゑぼしの〻

太刀の太刀ハ白ゝ刀とて白ゝ鞘さやゝ白ゝ根の折さめ

ねのあゝ有かとゝくゝし

○ゝきいゝ刀とハゝゝものけよゝくゝ刀ゝ○白ゝとハ根元ゝ金具皆根元ゝ

ゝゝ根のうすゝゝゆて色ゝ根のうすゝゝと

數のめくよ裏の方ゝ妻ゝ作ゝぶと折ゝゝるとゝふゝ○ねのゆゝとハ表の

表よする蔵とゝふ

又ゝゝゝ太刀ハ黑ゝ刀ハ黑ゝ刀ハ黑ゝ鞘さやゝ無ゝ折ゝ根ゝ

黑くめるゝふゝごゝゝやくゝゝゝゆてゝうけゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

目貫我家の紋とゝきゝけよゝゝゝゝ弟ゝゝ草ゝ

ゝゝゝもゝけゝもゝゝゝゝゝゝ刀とゝゝでぬき入ゝゝゝ

無ゝてきゝゝゝゝゝゝゝゝ刀ゝゝゝゝゝゝゝゝ入ゝゝゝゝゝゝ

ゝ根常のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

頭書
近一もゝいちのゝまゝの
[illegible]
[illegible]

云不よう出る深草や菖蒲よりかく高蘭の花なる紋と深めり[illegible]う草や○是民
とハ常ようと毋氏不と是と云二ッの是の同とあ[illegible]ひとと云○うでぬきハ七刀乃
ぢうよ緒と分て結てとゆと脇よりかけて七刀とろおとまぬるまてるや是軍陣の
付のゝ[illegible]さと也ハ武士の付うでぬきとハ入さるなり○持孔右よりわや○

小者中間近一もゝ云元ゝ[illegible]ゝず通の走るゝゝぬけ近一もゝ
ぐちハまろし又大ゝ[illegible]ゝ裏打の付ものきやそんを
[illegible]べし又墨ぐさけて[illegible]ゝゝず

○近一もゝ云とゝふハ少神のゝゝゝと表[illegible]ゝて[illegible]ゝちとゝるゝと云通の
走るゝゝぬけハ小もゝゝうちとゝるやふすゝたちとハ袴のあのそゞとなてゝ
ふゝ○走るすのまやそんにゝし[illegible]ゝ中間小者のゝとハ指麻なゝのきやそんかゝし中間
ゝゝのゝ[illegible]ハ尾張なる所ゝ中間小者のゝとハ指麻なゝのきやそんかゝし中間
少者のゝ[illegible]ゝ○墨ぐさとゝふハ白ゝゝゝさゝゝゝさの紙とゝをゝてゝる通
墨ぐさと云ゝ也ゝ[illegible]ゝ○墨ぐさとゝふハ白ゝゝゝさゝゝゝさの紙とゝをゝてゝる通
墨ぐさと云ゝ也ゝ[illegible]ゝ傘のゝまよゝ[illegible]ゝ

又大ゝ[illegible]ゝの付ハ[illegible]ぐら切付よりうゝ走ゝゝをけて[illegible]ゝし[illegible]ゝ
走ゝゝゝゝゝゝゝゝんとゝゝ走ゝゝゝゝゝと人のゝあゝゝゝや切付の極れるゝゝの
巻よ具よ沒ゝや[illegible]ゝのゝ[illegible]ゝゝゝゝゝゝゝゝ

さのことにいさきも又大なるも人よるべし房少者ハ人の用ハ立
ハ稚なるが故にいさもとなる人ハ考ぐめふこゝぬが故に
○素襖のもの公家の装束ハ襖と云物なり
或ハ布と用ひ貝とかいてきりて考へとも
所もあり或ハ顕文抄と申ひ名ハ
又玉葉にも〻〻云書ようえうり右の如く襖と云物ハ唐綾錦ハ
まりとたぎくるる物〻素襖ハ考へ布一名少て縫て綾織ハ
物凡素襖と云へ素ハ此ぐかたの
るよかくも此あると書しは此ぐ
肩衣と云古の肩衣ハ元ぐ
襖の袖と切て肩衣とたりと云
鎌倉年中行事ハ鎌倉殿の陣
右の年中行事ハ寛徳三年ハ
永禄より百七年ハ永禄年中の人〻
ハ第〻の書大永八年ハ記
合て肩衣ハ拙なりと昔
此ハ知文のケ条ハ入ぐ
○肩衣と袴と一本。肩衣ハ袴と
物〻○人よるべしハ房中同少者
ハ長力と物ハ者〻○さもとある人とハ
○素襖のもの公家の装束ハ襖と云物なり
或ハ布と用ひ貝とかいてきりて考へとも
所もあり或ハ顕文抄と申ひ名ハ唐綾錦ハ
又玉葉にも〻〻云書ようえうり右の如く襖と云物ハ唐綾錦ハ
まりとたぎくるる物〻素襖ハ考へ布一名少て縫て綾織ハ
物凡素襖と云へ素ハ此ぐかたの
るよかくも此あると書しは此ぐ
肩衣と云古の肩衣ハ元ぐ
襖の袖と切て肩衣とたりと云
鎌倉年中行事ハ鎌倉殿の陣
右の年中行事ハ寛徳三年ハ
永禄より百七年ハ永禄年中の人〻
ハ第〻の書大永八年ハ記
合て肩衣ハ拙なりと昔
此ハ知文のケ条ハ入ぐ
○肩衣と袴と一本。肩衣ハ袴と
物〻○人よるべしハ房中同少者
ハ長力と物ハ者〻○さもとある人とハ

一此あハ袴上下ハ
○此あハ袴上下の名
名ハ上下と云物ハ
又こう海きこゝ
陸のはきせ〻
ゆうの人の此あハ袴きこゝ
○こう海きハ紅の色染布と袴
ハ袴のあとハ白ク外ハ黒ク布
とかいてなどりしるや○いろ
せるきるハ一腰とも
ぬよ光よ所るとハ禁制せら
寛正六年南都春日の社へ
記文南都ハ下向ハ
一本但いろ色ハ不苦の一句上下
又たゞ此河原の勧名猿楽の
こう海き又一日ハ皆ひゆうの
一此あハ袴上下ハ
○此あハ袴上下の名
名ハ上下と云物ハ
又こう海きこゝ
陸のはきせ〻
ゆうの人の此あハ袴きこゝ
○こう海きハ紅の色染布と袴
ハ袴のあとハ白ク外ハ黒ク布
とかいてなどりしるや○いろ
せるきるハ一腰とも
ぬよ光よ所るとハ禁制せら
寛正六年南都春日の社へ
記文南都ハ下向ハ
一本但いろ色ハ不苦の一句上下
又たゞ此河原の勧名猿楽の
こう海き又一日ハ皆ひゆうの

○八ツ氏行水の詞を猛常の事なるよう○一日は一杯よこう飲き又一日は
昼寝うりんときかるとてはは条こ少書とかきる夏頃の見へ達へや
こう飲きは猛常の云るゆは河くぶ意船院殿見物よりは出河りしけれ小者よ
云もてらは」やたぶ氏行水詞を能の機変の時は申常元とあふこと毎
辺日は英文二日は陳英三日は空文元とあり又公方様の小者六人とあふ
こう飲きこあるけつこうやとよりう

三名うりんとは老とへば三名少て深る事少ては二名と三名四名
よ深るけるは若年とは三名うりん少ては有一名ぐいろ
名なる毎

○三名少て深るとは一ツ紋の円と三名の名と四て毎ようさいきいるや○
二名と三名四名よ深るけとはたとへは紋二ツと一ツの紋とは赤と黄少ていろ
ようは又一ツの紋とは青と緑常ゆて名ようるや名別くよいろいる事さえれば深
るけるとは文よいつるこ板書は云三名うりん三名よいろそるとは又云
常春の祭名よ名ようるこうること名うりんとは云こ四供古実云とあふそ
めよ行ゆてもれへ三名少ていこと名うりん少てんあさぎ板うりつれなとはこ
名と一具の内よ深るると三名うりんとは何も別くこの名と三名いろよう
るとは三名うりんとは名やなは云見借記云名とは一てあるとは名う
りんとは名はきんせゆて只二名と四て名いろ名いゆ丁紋は○いろ名
名りんりんはなーいろ名と云物こと云ふ

頭書 あつきすあふは常のすあふあり

又氏紀とあふは越後布と深るとは是は二月七月毎月
名常は八月朔日よりあつきとあふ少ては函附氏紀とあふ
四免の内九月ど名人は一年中めーは事ゆーき中念仏
寺月ーは四ひーー

○ゆき素袍とは布肉氏紀とる薄きとあふ○越後布は今附紙なぢ
ことうふ昔なきこゆ○陽ーきとは昔なきこゆ○念仏は前は記入

又ぢさよこはうりてあり也常（は名いーびーうげ少ては射
の氏あふ鞠ゆどゆは周は名つること）もきとーふる附は詞敢る
（きゆんー

○うげとは私のゆこ○射の氏あふとは大返物豆鉄砲と射る附は高氏る
氏あふこと大射氏とあふ豆鉄砲氏あふ名ようこは射の射の氏あふと別は
ふちめひの仕れうりうる毎ふ深る紋名ぐは人このあぢきゆて
名ーは流とする九常の氏あふとは的達ふ

小袴のゆもりくは九ときこと少ゆきこと少てこと氏（すぢ名ら

ていはずにつる長サハ足の底ゆ[illegible]の色とこどもきんはな
くりと入て大なるのけよくくりと志あてこと上よ行騰とゝき
いや函付ハ長袴の代よ元用ハ袴の長ッけて丁紙ハ所ゥ[illegible]
なるのけ足の足元ハ尾籠よハ

○ハ袴ハくりと入てくらめひの形指貫よ劣るゆ[illegible]
しめひて緒と通して志あてくる袴ゆ出るや○筋と深るハ袴筋○足の
底ゆ[illegible]ハ足のたるゆ○くりと入てハくりと志あてく○大なる
ハ袴ゆ出ずとく○行騰ハ袴ゆ足ゆ出ずゆ必くくや大ゆ出ず笠ゆ[illegible]ふさあ又袴ゆ
足袋ゆ[illegible]ハ庫の皮ゆて作るや射ゆ具足秘伝書よ委く
こしらへ拵えたり○函付ハ大永年中ハ将軍家ゆ公方ゆ[illegible]付ゆ○
長袴の代よ元用ハ上ハ素襖ゆ下ハ小袴と号し くりと結ひて長る
ゆ長袴のくりよ用る故ゆ[illegible]ハ袴ゆ出るよすくくハ[illegible]ときハ
細きこと[illegible]ハ[illegible]すぐなるくハと云ハ大永乃
比よ初りて小紋ゆと深ゆして小紋ゆと深る袴よ[illegible]る故の詞

又くくぎぬすハかくハ我ゆ紋と必付ける函付ハ一向くりハ
さうかくくハ袴もくきあぬもあくくあるよハが徒也

一

○我ゆ紋ハ家の紋ゆ○一向くりハ[illegible]家の紋と[illegible]付ゆ
人くの[illegible]ゆて[illegible]と[illegible]ゆて[illegible]の紋と付るゆ
ゆ[illegible]大よ小車[illegible]浪ゆと深る[illegible]と[illegible]ゆ[illegible]
のたくれる[illegible]ゆ[illegible]と[illegible]ゆ[illegible]

すあふのひもうえのゆ梅小紋の付くる紀伊国草丁紙ゆ
金仙寺ハ黒梅元用ハ

○ひもうえハ素襖の[illegible]ゆ付くる草紋○黒梅ハ梅深の黒ミのくくる
ゆくりくこ今梅と云○小紋の付る紀伊国草ハ古へ紀州くり出草

紫草ハ打函ゆ付ハ[illegible]き人ハ[illegible]ハ[illegible]

迫年あつくひもハハずハ函付世元及ハ丹波月結ひきめ草
などとひもよ付ら[illegible]ハ[illegible]

○紫草ハ打函ゆ付ハ[illegible]きハ公方様御用の[illegible]
ハ行ゆも紫草と云ハ[illegible]ゆ紫草ゆ[illegible]
の[illegible]紫草ハ[illegible]

丹波月結ハ丹波の国よ[illegible]ゆ[illegible]
結ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
形と深る故月結と云ゆ草ゆ[illegible]形と似て深る○一本ゆ丹後月結ト

なを又一度にも丹後とゝのう伊勢古実記には丹後と丹波丹後あるなり
掛けるゝ丹波も丹後もなを二回なると縁とゝなりけらしてと云へ並さる
回なる故西国なり同じ様なる事と出てゝ云へる事の
第二記る○さもいるべくくは欲と云へるうもせ（き欲と定めざる河なり
又云ふはひとりんとて昔より定りゝるゆゑてゝと今は昔
外度くに寄れは
○ひもはといはそあふのひもふの度サのゆく○ひとりんとい銭一文の度サは
ふるなり
又きくとぐいはそあふとかところばくそぐゆゑてゝ今はそく
ゆゑてはけいきくこぐも大よそえひ
○はあふとかところそきぐるとい素襖とかところすきゆきゆきくと
ぢの章とはそあふのゆひめの上よあてゝきくらぐとはそあふのゆひめよこぐ
付る二紙るよ大永年中比よりこぐ付ぐしてそくゆゑてそう
付くるこそその上きくとぐのくみもこぐも昔よりは大よそうるとゆ

一

十德の事いかゝ（いかゞと白くても又黒く俗てもゝ用いつる
十德の上ゆは常とゝはつる又常之の人などゝは大近物見物など

の時はゝ侍の上よ十德と見名ばとゝ云ら出てとし
よび入らるゝ（ゞ十德とゆきて名ばとゝきて出らるゝはしなど
やはしーそゝ物ち十德は山伏物のうちゆ
○十德は負衡三十德は無邪素襖の如し但九右の服とゆひふさくや侍の
長ゝは脇引ゝ行ゝこーゝきゝなどの長ゝは句ーゝ云ゝ今の世ゝ磬
者のきる十德は紬ゝとゆて絶ひゝる故別のゆゆゝ又ゝ面もとゆゝは同
ゆこーゝきゝ布ゆてゆひ紋と付るゝ侍の長ゝも紋
あり○ゝぐゝは号布ゝ○帯は白絹ゆても白布ゆても一幅と巻つゝ
して帯ゆ長ゝゆて結ゝこーゝきゝゝも帯とする
帯入記よ見えゝう○奉公衆とは公方（勅上の衆ゝ○ゝゝ物ち十德とは袴も
きずーて十德ときゝるゝ武親記と云ゝゝゝ物ち十德とゝゝはゝよゝゝ
用いて上よ十德とゝゝ物ち長ゝきゝ（いゝゝ物ち十德ゆて（いゝゝ中帯ゝゝ
少て中帯とは小ゝてゝの十德と帯ゝゝ十德と帯ゝゝ中帯ゝゝ
古ゝゝも袴の上よ十德と帯ゝゝゝゆゝゝゝ

三字下ケ

太刀打刀の作れのる

一 金刀ハ御禁制ゆえ刀と呼べきぞとい
ひるゝ事なれども名ばかりにて
くるハいろ〳〵なるゆえ小刀
ばかり金ゆえいんぎるゞ金刀
ばけ又ゝかごめぬきゝうかい
ずいふ〳〵いさゝうなる刀とぶさうといふ人いさゝ
いに成ハ小者房かどさ
い〳〵

○金刀ハ金作りのさや巻や○いろと金刀とゝふべきそと考ふるとこれ古実ニ云金作の刀のう
豊臣秀吉制ゆえ名ハ金刀ハ但ハ
くうゝ存ハ名ハ但ハ
ハ名ハ名ハ但ハ
ハ名ハ名ハ但ハ

○刀ハ〇ハ〇さいつのと云○くうゝハ栗
ハ名ハ名ハ但ハ

頭書 さやまきの事 赤ニ塗す

文政ハ信実瑞長の歌ハ
くりハ文ますさやたちはいびき
ばかりくるくるかばたりる

○ハ〇ハ〇ハ〇

金(コガネ)そぐき同家ハ同貫丸の内ハぶ桐焼付ハうがい三やく
ごうみく焼付又ハ三の丸右ハ四めぬきの如くなる桐と焼付ハ桐
八つあり四ようがいさんと二三寸ばかりて金そぐきはぎはぎ
也ハ小刀ばかりこぐ○ムそんあり
○腰物ハふちやくそのもく○さあめのぐしと云ふ赤く注く○ハたかとハたか
ときせうるこさあのはときせる所かとと○こーもとかく
とハたかのすりのすととたくむ○やハ八つちと云や○黒くめくしたハ黒
うるし○そめるこ右のこーすりとう○小さくハたかしらハ皆あるかぬ
しし我家宝の小鳥丸のたカのこーらハ慈仁年中よこーらハうとや
俗ものこーらく皆あるぐ○の上と黒漆ハ四ようハ右の
公方の出カのこーらハ桐の上とムろくめるぐし板書ハ公方様ハこーあ
金の布ハとうるしーそ三やくくどんのもうハめくしたハ別金ハ書付ハ四
ハとあり金の布ハひやくどんのもうハめり桐とハ黒くめる成ぐし○のこんとハ
今の世ハこそぐきと云ハこ○たかハ口布ハ沈く○そぐきハ今下ハぐきと云ハ
たぐ桐ハ家紋將軍の御紋や桐の家の上ハ花三つさ出て中ハ花の数七つ丸右ハ
花の数七つ○や五七の桐くさと花の花がたたぐ三さる所たぐ桐と云く
焼付とハみくいうくのふくきたる花ぐ焼付ハ金ハ白とやき付るこ○ひの
左若とハひハ槌やうくいの京きたる中ハ槌とかりてそ槌の左右ハ花ぐ

桐と八つ付るや一方ハ四つこ○金ぬきつぎハたぐこハうくの元ハ金ぬ
ぬの方ハ三やくどうハしてそぢくひハたぐ○ぬハ小刀たかムそんハうとハこたか
のこうハムそんと付るこたかのムそんと付るこたかのムそんハ毋て首のたけ桐の切口の方ハ小刀と付ハ
る付縄の端とこたかのムそんハ毋て首とたかぐこ又ハるきこたかハムくしてこたかの
して縄と川毋て首とたかぐこ又ハるきこたかハムくしてこたかの
こうハ大ハる穴とハけくるもハう毛又縄と毋ハ(きあるハ穴とハけくるこ
ムそんと付るこ同し用方こ毋方こ毋方こ毋ハ(のあハ皆軍陣の用方を
こふべうるこ口ハ右きのあるハしうるハ同こ
又たかさやハ地ハ金ぬこ三やくこうぬうぐいめぬきこ赤のこ
う○又かうやくさやのもハ赤ハ
○たかさやハ地とハたかとハ地ハすくさやまきのカハたか
ハさあとうけくるもハうさあとうけめハ赤のやくハ
さやハ地ハ地ハ地ハたかとハたかとハ赤ハ
赤ハもたさやくさやハ赤ハたかとハ赤ハ
ハハ○かうやくさやハ青赤ハ赤ハ
ハあめ金とハふとのこハあめのムのぬこハあめハうやくのムのぬ
又普度院殿富士ハ院ハ同ハ門ハ同の附さもハ門ハ腰物ハ
柳ハムうさハ同二疋ハうハ小屋たかハらハも柳ハたハ

ささや石ささと金と見て入〜ぬいすもの長く四寸八大概四腰物九寸八寸八分八寸八分八寸八分

ちやくごうの上は金ものゆうとも云れ分るく○まさげ緒と云は常のさげ緒
くりうくの穴より引出し二三度よりまはさけ結とふは下結の一方の端は金
くちと伝て金びくちといへごくちと
ひとすちよりて下るくはすは下結のもと縁者下結とも云く長サ五〇の下
結のまはく○かつうとは下結のくこと抱方の糸又は紅と茶かて一すまき
よ兜甲とくむしりとこく○巻糸は五色を糸にて巻糸

一

同印剱ハいろりもさやに袋より入る赤うるしにもあきもの花ハ
五の琴の糸うるごめりかるごを同貫九の内相候分、ぐき・令、
五ぐめくとん引、巻糸は五方同赤、はおびうあさきの布、
あーあいかんたういくうりもし作りや

○同ハ公方様と云○印剱と伊勢方と云ものとうやまひてふ河く○さや袋ハ
うちかのさやに袋の如し柄もとうあーあいとまきとさや袋の上は巻糸
柄とも海かて包ひくその上より五方糸と巻こめまきもさや袋の上に巻こふとぐ○そ
海の内より我家の室の小五方の方のさや袋の新右の如し○赤うるしと云うるしは黒
うるしはあのぬりなと云古代は赤うるしと云代とも代糸の赤うるしは朱うるしの
おつうるに赤糸とあるとは赤うるしと云代とも代糸の赤うるしは朱うるしの
事なるべし此は古実は赤うるしの時赤はるはあ
はあるの内きるとはとあるも朱うるしのもと云こ同例○五方の糸とも

頭書
ひんたのもと今ハひんと
ひまとひをくハヤ

頭書
決懸地と今ハスリ士地と

の糸かて五方とまくや○めくりの上とうるしはめるこ小五方
のうるごを右の如し○五ごくうくんかりとふは又ちやくどうの五ごかてくんかき
なり○巻糸は五方の糸こ五の糸少て巻こうるとあり又の打方の糸
細くや絵などはくこて分けて巻こうるもあるこ○はおびとうあさきの布と陸奥の布かてこーらへて
とうとと陸奥の布かてこーらへて
少て布の上を包こめるこひんたうとふあひ
巻ものあく筋と織りくるものこひんたうとは
しものこ南蛮と云ハ今のあくんごの
ものはけくるも世まうりるるてえへし○

又伊勢こさやとかして印裝束の付もてこらしに印剱一腰結構
なる令作かて印剱に上るさしずい為して何しの公家方と
ぶんざい社こさやとばは奉走い

○ひくこふやハ平鞘のもカこ平鞘のもカも毛抜形のもカも草
結のもカとも云本名ハ蒔絵の野剱と云柄ハ白鞍をくけて糸とバ四ず
くふーー目貫こ目貫ハけぬきくくと云柄ーーらは紫草又ハ藍草の緒
と伝る緒とあのくふ柄と入る緒の先ハ細長く先とくかこがくる令ものと
伝るそと号と云鞘ハ紫檀又ハ漆檀ラテンハ貝ノコ結柄と並るとハ蒔絵螺鈿の野剱と云
すて蒔絵とーて螺鈿かて

其ハ大臣の大將軍家などの帯せらるゝ刀○伊賀守よりハ東帯又ハ長冠
などゝ云ふ事なと云ハ附記すべきなり○帯の緒の糸などもて巻る
刀ハ帯造の刀として常ハ用ゐ又軍陣の時ハ用
ざるなり　づんざい祝とハ方弥などなり奔走ハ二字よりよみ
かなとなる々く公家武家ともに多くの分限とをりて可しるべし
酒くけつこうよこーらくらくらく○事の位いでよ況く右の博奕の刀と云ふ
の刀といふ事なり谷目の習ひ示す五音通ずる所なり
とりふハ四つと云ふ似る所陽の刀と云ふ陽の刀ともいふ
しして今付さやまれの刀とりふと陰の刀やとゝひのくーとて人とあ
ざむく所実者ひつうさくさくいふきくる陽の刀陰の刀とゝふるハ古く
多て有き名目と公家の有実ハ武家の所実ハ有きるこのうのさや
まきの刀と云もこの〳〵ひやまの刀ハ多り糸まきの刀とこそ云べくもさや
ゆきとりふハ糸ハ刀ハ糸ハ刀ハ糸ハ刀ハ糸ハ刀ハ
きとりふハ糸ハ刀ハ糸ハ刀ハ糸ハ刀ハ糸ハ刀ハ

一

公方様の走元御成の時ハ右かいすーいふくーとんかくいつる
今ハ御くーとんの御ハーよ及ぶ大せつとぶせつとぶとも今
ハて作りるとゝひ西可代ハ中今紀寺のくまひーと又
私書のときとゝもさやと錦ルて作くこ大せつ小せつと

一

芝ひきとゝよせ石ぼきぶと叫ぶくさきがゝの紋まで
今ハて作りるを刀とゝひ大名などハきもいるべくハ大方の
作ハよりしかくあやはの作ハ

○走元の御者作○ぐくとんハ今ぐくとん○大せつと小せつとハ刀ハ
大せつと小せつとさくらせつとて三枚つゝ三〇用るゝ大せつハ作ゝの形
みて作ぶようぶちいさーふせつとハ大サ者の如くせつとの如ーさくらせつとハ
是も大サハ少の如くハて是くくーて是りさくらのこの如くきざこめど付
ふる物ゝそもゝと少せつと二枚の間よりまのるこ○私書ハ我く式の七三〇
公方様の四走元とりふよ附くるる間く○ときとゝハさやそのかよときき
を刀の手やよりるを手ぐーる○錦ルて作くミとふさや袋の如く○芝川とゝよせとハ
とゝくーよせと云○石ぼきハこぶ又の方よりると芝川と云ふ○の方ふる
○ろとさぶふとふおひとりと通ぶるるの作ぶくるの作きぶくるの作きあり
今ハて紋と作りて付るや○御作ハ御作ハ御作ハ御作ハ御作ハ御作ハ御作ハ
御作ハしるるるる

私祝ハて打刀とぶづんざい祝こーらくいて拍せいつる
○づんざい祝ハ家の分限とをはゝ○一本づんざい祝ハ是ひいて拍せいつる
よりて那く拍書りも づんざい祝けつこうよこーらくーやとるる○拍せい

つるよい刀（いい刀と腰ものさしたる人自分ハ腰ものさしたるものハ刀とかきたるものハ又ハ腰ものハ刀とハ偽の者よりおせ一ハ故ハ文よりおせハつるとハ云へ共きざ一ハ大小とハ云へ共ハ時代とハ云へ共ハ刀とハ云へ共ハ刀とハ云へ共ハ刀

○きけの言きよ大なる紙と風流人に対してハ極端く○懐中紙の小さ
懐紙とハ懐中国より出る小たうきんしくふたうとふふくみけと
云ふ也て紙のうけの大小と云くだんしハ板よりめんのようなるたがうる紙く
○一ようとハ紙二枚く○山川合ハ小川合と小きい合くそも大川合小川合とて紙乃
大小なり引合の紙ハ普陸奥国ようすき出る紙くされハ源氏物語にも
ゐるき書かハみちのくに紙と書ようも山川合のくに山川合の紙ハ今の世よりえ
てるき紙なり今世だんしの一名と引合と名ゐるハ形と今事乾名と少てハ紙
ゐりくして横よりゐるとだんしと云ゐうもくして竪よりゐるとと引合と
云く○杉原ハ小ゆ（播磨の国杉原より出る紙く庭訓往来にも
播磨杉原と云ふ今の世よりハ入也と云紙のゐつきはく杉原ハ今形くしよう
出る也今世の奉書紙と云ハ古書かゐ名名一也ハ近代杉原紙をあつく
うるハしくなきこうるハく○笹原ハ役の名く天下の政事をつかさどる役く
内ようの勅ルや三笹原とも三職とも云ハ右の三家のゆ
新撰細川宮山の三家の門ようの勅ルや三笹原と云く此事と竹書ハ大永年
や此ハよ笹原の四毋と云ハ細川殿と云く大永元年十月廿日細川
上ゆきこうる書なり也ハ細川殿と云
三国笹原よりなり名上の月流同家よハ細川殿も一枚と
杉紙を流らるるや○桜ゐるよ書のゐたのしの名家と禁書抄門進上の月流ハ
皆別調ようハこるだんしの一枚ゆ又云公方様ようゐ流家（四位十月流ハ也
ハ示よりて中引合又ハ小引合とも名用ハ一枚なり（しよりゐ也と也て考也ハ
皆書四進上のとよ流すとゆ（ゐきも皆公方様のハ一枚と用ひらるゐや○

杉紙の調紙杉家ようハ公方様（の御杉紙ゆハ進上ハ也て名ざう

進上ハて以上とハ清花も世ゆ所の公家衆も名上ハ也て以上
の奥よ実名と何そばしハそそよ上文字と四行ハたよ（ばゆ世
実名上又門跡も進上ハ也て以上の奥よ何院とハうハ也ハ
門跡の中事也
○杉家ハ清花門跡ゆ名ゆ家ハ清花ス○名上ハ也て名ざう名進ハ上と
書也て名ゆ名ゆ名ゆ書く○以上とハ二ゆ上名上の時ハ以上と
也く也て一ゆ名ゆ書ざるゆく○実名上とハ定家上ゆく書く上
の字ハ何ゆるとよ三て進上と書くハく○何院とざうとハ三蓮院三宮院
とハうう書て上の字とハ行くゆ也ざるく杉家ハ清花ハ実名と名ゆ書ハ上の字ハ
ゆよ及ハざるく杉家ハ清花と門跡ハ例ゆ違ようう

武家ハ進上と清よ書て以上の奥よ名字と書て月よ苗氏官達

文頃とも書ハ又七波殿一人名字とハ云也ハ也て七波九郎名文と
○月よりハ名字と書ゆ月よ書く○苗氏ハ細川島山伊勢ゆ名ゆ
少輔ゆ三郎ゆ輔右馬頭兵庫頭ゆ名ゆ武家ハ苗氏ハ官達ハ中務
武蔵ゆ陸奥ゆ伊勢ゆ摂ゆ摂の名ゆ○官達ハ苗氏ハ官名ゆ名ゆ官名ゆ名ゆ
ゆ名ゆ名ゆ名

又私先ハ文ばかり書て以上の奥ハ名字と書肩ハ苗氏官
進ずと書ハ一腰賞歌の仰なれば又受領ゆゑ又官進中
少も書ハ是も賞歌かゞ〻家の祝ハかくハ
○私先ハとハ家よりひらるハ皆公方へ名ゆの事と云也ゆゑ以下ハ私先のものと
云也○名字とハ家ゆゑ名ゆの名ふそう書て名上とかゝぬこと○家の祝ハかくハ
とハ官進又ハ受領ゆゑハ書けども名字と書ぬ故家の祝ハかゝるきゆゑ右ハ
上ゆゑ名をゆるゆの書と云也
又常ハ等閑ゆゑハ先ばかり上とばかり書ハ名ハいく名も同家ゆゑ
ひて書べし又人の内元亨人〻家ハ折紙進上と書ハ公方様へ
名武家名上の書様同家
○名ハいく名も同家ゆゑひらひて書べしとハ元亨ハ元亨のものと云こと進ぬいく名ハ
ども一〻ひらひ書べこと名字と書こと○元亨人〻ハ長ハ元亨君へ名上也
折紙ハ調ハ物の次第大内殿より故勢列〻ハ名字ハ付ぬ名字ハ
ハ公方様へハ御名字一腰・御馬一疋毛付一方疋可成又千疋

一

名字疋私ゆゑ少ハ御の字不可有ハ又名字の腰ハ名字の腰
小ばべし又書様ハ用御の吳名と書ハ折紙ハ一方疋
千疋と可書べし

頭書追考
名目数疋とハ名字の時の代り
物と云ハ用〻すす東福寺
三十三延慶三年九月廿日の条に
用途百匹七十匹三十匹廿匹あり
見タリ三ゐ時の代り七十年ゆ
笑ゆ奇異雑談と云書に料
足十疋廿疋と云ハ大疋ゆ
の時ハ御犬ゆゑ犬ゆ一疋五十匹ゆ
くハ五百文ゆゑ犬ゆ一疋ハ指ゆ
ゆゑ一疋と云ハ
百文と十疋と云ハ也犬疋ゆ
より出ゆゑ犬疋ゆ
右の奇異雑談ハ江州佐々木
家の家臣の作〻室町殿時代
の書也

○大内殿ハ大内九郎を文義殿也○故勢列ハ伊勢ゆ貞陸朝臣也○名字ハ付ハ永
心年中大内方より伊勢ゆ方〻多〻の事ゆ為ゆ下ゆ所と為ゆ所ゆ
也ゆゑ以下一書ハ名字と書〻○御馬一疋毛付ハ御の若〻○御名字一腰俗ハ一腰
の御の服ハ名字の腰と書〻○御馬一疋ハ御馬一疋と書て名字ハ
御の字ハ名字と書〻たゞ〻ハ御馬の毛名と
御の紋の名と書〻たゞ〻ハ御馬一疋毛付ハ一疋の御ハ二行ハ馬の毛名と
御の字ハ名字と書〻たゞ〻ハ御馬一疋と書て名字ハ
御の字ハ名字

○帥ノ字ハ分ノ字ノ真ノ帥ニモ草ノ帥ニモ不分也人ミル〈シレ〉ベキ事ハ其ニ注ス

むひろ多ゆしき者と延喜式にも支郡ようかみの一〈ふ者も多き故匹疋と云也支郡中多〈し郡也いかゝ馬を疋とも多同所疋かも匹の字と用ハあやまりなり〉○私ニ曰そハ帥ノ字〈て打紙ノ帥の字用ゆると云公方〈ごう帥の字と用ゆる〉次の文にも打紙なと私ニ〈む四の字ハ〈〈すとよこと〉帥太刀一腰の腰の字の服と分ゆ〈しとい帥太刀一腰の用御ハ後ノ後の誤字とハ多同様服を用なり帥より書く打紙ハ紙の誤字の誤中ニ方疋ハ疋なり〈ごう書く多同様疋なり〈ハ書ぬ古ハ今より後ノ也も通用ゆるなり〉大判小判小粒丁銀なと云ものなり只後ノ也通用ゆる打紙ハ今ハとそくゆるて分て今ハ方疋なり〈書ゆ古ハ疋〈〈ゆ○

又帥繪一幅筆可分 数ハ不定帥番合一堆紅以下可分 令禰一張多可分 腰ノ繻子数不定数多ハ何張と云〈可分 帥太刀 胡銅 一帥番合一帥盃ハ〈ゆる帥盃の数ハ定何と堆朱堆紅なと可分公方極〈進上の分帥の字ハ可有公方極〈令禰服ハ〈ゆの極ゆる物ハ帥の字ハ不書ハ公私ともに太刀添ハ〈〈一書ハ太刀と書べし

頭書 胡銅ノ胡ハ卍ヒストヨム卍ヒストハ外国ノ三ヒ外国ヨリワタリタル銅ナル二〈胡銅ト云

○帥繪ハ唐繪也筆可分ハ絵師の名と書べし牧溪筆王摩詰筆なと〈一幅と書ゆる下の服ハ書べ絵ハ皆袿具しゆる絵也○帥番合一堆紅以下可分ハ番合ハ居ことも也も唐細工の物ハ堆朱堆紅彫紅ハ〈〈ゆ〈ゆと書分ゆ〈堆の字ハ〈づたゆ〈しとよむ字ハ〈ゆる〈絵ハ〈ゆ〈ゆと分ゆ〈堆紅と云ハ文赤〈ゆ〈〈あつ〈〈と分ゆて〈ゆ上ハ人形ハ〈ゆ〈ゆ〈ゆ

一

○板書ハ御紙一部四番典方足すぐハ消ハとあり すぐハ消ハ
孤と一孤の同とをのけず引ぱぐけて書と云ハ四番方足の書れも同じ

女中（進上の打紙の消紙方ひ或又ハ女ひ或ハ）ど有（し又
名家ハ上の字をとるよりと書（し苗氏官途もかるよ
まるとまぜて書（し 私少て女房方（の打紙ばかり又盃番
合匠ハ以下もかるよ書（し だん〜十帖引合打帖かよ十ぢう
と書（し 打帖以下の打紙ともかるまかと混ぜて書（し
○まかハ字こ○私少てとかもしも私のようきゝ〜ば御紙帖ど（そ上の附とし
同家こも附ハ端よもん上と書こ書札の書よえこう
公方帖（打帖以下（進上の書れ御盃（カカツキ）盃 絵帖可分 御打十合（ガウ）
敬不定 御帖十荷 敬不定 京少てハ柳多也ハ柳伺荷も書 又御帖
天野御荷も書也ともも私（かゝ〜ぢの字なある（そ〜ぢ也も
女中（ハかるなる（し

一

○絵帖可分とハ盃の書かハ歩也あり絵帖とハ歩之御帖よ分ある
もかるのかて（ハ盃の書の上の作りかのかと絵帖とハ歩之御盃
書（帖かと書のと云こ ○御打十合とハ数十のかこ合ハ盃の字の異
字分て（こと云ふこ ○柳とハ柳帖のかこ柳の木少てくこと云帖こ ○天野
とハ天野間こ荷こ沢こ ○伺荷と云ハ荷帖こもや帖ハ伺もかの消る帖こ
○御の字ハ御の字と用こ不私少てハ御の字と用こ ○人の門ハ者之若
帖（ハ御の字と用こ不私少てハ御の字と用こ ○人の門ハ者之若
（進上の附又ハ武家ハ柳家ハ花門跡ハ藤かと（そ上ハ御の字と用こ
御と四との字別 公方帖とも御の字分（〜ぢ也 ○人（中用（し 上等等以下ハ御の
字分（〜ぢ也 ○人（中用（し

奥名（と打紙ハ消ハ大方名家奥名ハ又大門殿す
令仙寺（帖進と奥と書混ぜて（進上の附ハ〜ぢと云ら也）
ハ〜 逐事よさのこ見及ハすん細帖をとば〜 ぢ也ハん
ぢるのとハ〜 又常ハ私少て昆布と添ハるきとーる
附ハ見及ハすん

○大門殿ハ其も大門尺家を又義典名
ぢや ○帖をとハ帖進ハ野菜海手
帖をとば〜と云ハ御こ

又公方様（進上ハ奥書数のもの是又大内殿より御贈り）

鮑（ほし）貝汁（ほしあわび）　海鼠（なまこ）　海月（くらげ）　海鼠腸（なまこわた）　海糟（えびかす）　海老（えび）　烏賊（すじこ）　筋子（すじこ）　波良子（ばらご）

鮒（ふな）　鯉（こい）　鮎（あゆ）　鯛（たい）　鱈（たら）　鮭（さけ）　鱒（ますこ）　鱒（ますこ）　鯔（ぼら）　鱈（たら）　鱈（たら）　鱈（た

○脇差など一腰の付ハ西側ニ二腰ハ横結にして二腰と一ツに結ひ付て
左のよゝ おなをハ右よゝ岩の如く持出 奏者より同礼して奏者ハ左乃
服より垂をハ右の服より垂て両手をつきロ上として相奏者と左のよゝ出
文第の如く反して相をハと岩の如く反をゝ奏者三度以上 多地
時ハ盃又ハ度ゝ同じくよゝ別人相べし をハと奏者人左
反をべきなり

一 泡をハ大器鞍より同様

○右よをハ岩のごとく泡ハ左のよゝ人さしゆひ中ゆひと泡のゝ
入て両泡をよゝ 右泡のゝ頭より入て指
けり 強く指少ハ左泡の舌先と相て出て奏者より同礼して泡ハ左の服より
垂をハ右の服より垂て相手ハ右の泡の舌先と相て泡をハ
ゝと ひゝを奏者の方へ向けて垂 相手ハ泡をひゝ 奏者へ
ゝ ひゝより向るゝ 相をハ泡と ゝ岩の如く垂て反をゝ ○右ケ条
ゝ をハ泡をハ ゝ反して ゝより三度 ゝすべし 時宜よるべ
○又右ハケ条ハ家の後節ゝ ゝケ条の内より入るべきゝ
第より書 ゝ ゝ ゝ